

ゴルフリゾート花見川利用約款

2024年8月7日改定

（約款の適用）

第1条

当練習場を利用される方（メンバー、非メンバー、スクール生を問わず）は、本約款に従ってご利用いただきます。

（利用契約の成立）

第2条

当練習場においてプレー（練習）しようとする方は、フロントで会員カード、スクールカードの受付によって、当練習場は署名者の施設利用をお引き受けいたします。

（施設利用の拒絶）

第3条

当練習場は次の各号のいずれかに該当する場合は、施設の利用をお断りする事があります。

- ・天災その他やむを得ない事情により、練習場をクローズするとき
- ・利用者が公の秩序もしくは善良な風俗に反する行為をなす恐れがあると認めるとき
- ・利用者が暴力団員又は、暴力団関係者である場合
- ・利用者が暴力団員を同伴した場合における利用者及びその同伴者
- ・偽名又は他人名義で申込が行われた場合
- ・泥酔、覚せい剤使用の場合、刃物・危険物等を所持している場合
- ・ルール・マナーに著しく反するとき及び、警告を無視して改めないとき
- ・その他、本約款に違反した場合

（休場日、開場時間）

第4条

当練習場の休場日及び開場時間については、当練習場が定めたところによります。ただし、臨時的に変更する事があります。

（金銭その他貴重品、携行品）

第5条

来場された方の携帯品等は、来場された方ご自身で管理していただきます。

当練習場は、ロッカー内、打席、ロビーその他の場所の如何に問わず、携行品の紛失・盗難・滅失・毀損について一切の責任を負いません。

（自動車及び携行品等の自己責任）

第6条

当練習場が提供している駐車場で自動車及び携行品に盗難又は損傷等の事故があっても、当練習場は一切の責任を負いません。

（ロッカー施錠による自己責任）

第7条

ロッカーの施錠は各自でしていただく事とし、未施錠による事故が発生しても当練習場は一切の責任を負いません。

（危険防止・事故防止のための利用）

第8条

当練習場ではご来場者が楽しく安全に練習してもらえるよう、次に掲げる事項を定めています。ご来場者は必ず遵守して下さい。

〈禁止事項〉

- ・指定打席以外での練習及び通路等、打席以外での素振り
- ・プレーヤー以外の方の打席エリアへの立ち入り
- ・フロントでの署名者以外の方の練習
- ・友人、知人、又はいかなる関係者であっても、当練習場所属のティーチングスタッフ及び当練習場が認可したインストラクター以外の方の打席レッスン
- ・打席マット、打席間仕切りの移動
- ・ティー前方に転がったボールの回収、フェアウェイへの立ち入り
- ・強風等でネットを下げているときのウッドの使用
- ・極端な斜め打ち
- ・当練習場で使用している練習球以外のボールでの練習
- ・写真撮影、録音等の行為（特に許可する場合を除く）
- ・大声での会話や通話等、エチケットやマナーにかける行為
- ・2階打席からの5ヤード未満のアプローチ練習
- ・施設内での飲酒
- ・その他、当練習場の施設の利用、プレーにおいて、他の来場者や当練習場の近隣に危険・迷惑を及ぼす恐れのある全ての行為

（長尺クラブの使用について）

第 9 条

47 インチ以上の長尺クラブの使用は危険防止上禁止します。

（事故の責任）

第 10 条

プレーされる方が、プレーにあたって第三者に物品破損その他の損害を発生させ、又はご自身がこれらの被害を受けても、当施設はそれに関し一切の責任を負わないものとします。

（事故防止）

第 11 条

次の注意事項を違反したために事故が発生しても当施設は責任を負わないものとします。

- ・練習中に他の打席に近づくときは、前後の打席の方の行動に十分に注意していただくこと
- ・2 階打席では、打席前方のヒサシ部分には絶対乗らないこと
- ・クラブ又はクラブの一部及び携行品等をフィールド内に飛ばした時は、他の利用者のプレーを中断していただいてから回収しますので施設係員に申し出ること

（保険の取り扱い）

第 12 条

来場者のゴルフ用品が当練習場内で破損したり盗難に遭ったりした場合のゴルファー保険又はゴルフ用品保険については、当練習場ではその取扱いをしません。

ただし、来場者個人で加入のゴルファー保険に関して、当練習場で発生したゴルフクラブの破損・盗難（紛失）についての証明書は発行します。

（強風、雷、地震、異常気象時の注意事項）

第 13 条

強風、雷、地震、異常気象などの際は、プレー（練習）を中断し、係員の指示に従って下さい。

（火気の使用についての注意事項）

第 14 条

所定の場所を除き、打席、クラブハウス内、アプローチ練習場、駐車場等での喫煙を禁止します。また、歩き煙草もお断りします。

（施設に与えた損害）

第 15 条

利用者が故意又は過失によって当練習場の施設に損害を与えたときは、利用者によるその損害を賠償していただきます。

（持ち込み品の禁止）

第 16 条

当練習場の施設内へは、次の各号に掲げる物品等の持ち込みをお断りします。 ※盲導犬（介助犬）は除く

- ・動物（ペットを含む）
- ・悪臭又は騒音を発する物
- ・銃砲刀剣類
- ・発火又は爆発のおそれのある物

（行為の禁止）

第 17 条

当練習場施設内では、次の各号に掲げる行為はお断りします。

- ・賭博その他風紀を乱す行為
- ・物品販売及び広告宣伝行為（当練習場が認可した場合を除く）
- ・他人に迷惑を及ぼしたり、不快感を与えたりする行為
- ・特に許可を得た者以外のフェアウェイ内への立ち入り
- ・当練習場の練習球及び備品等の持ち出し
- ・故意にネット越えを狙う行為

（利用約款違反の責任）

第 18 条

利用者がこの約款に違反し、第三者に人的又は物的損害を与えたとき、又は利用者が被害を受けたときも、当練習場は一切の責任を負いません。

（個人情報の取り扱いについて）

第 19 条

当練習場は、知り得た個人情報を当練習場の責に則り安全管理に努めます。

当練習場では、ご登録又はご来場いただいたお客様に対し、当練習場の営業案内・イベント告知等をダイレクトメール又はEメール等でご案内させていただきます。

(ジュニア利用規約)

- 1、小学生以下の利用は保護者（以下同伴者）同伴とし、単独での利用及び来場はできないものとする。この場合の同伴者は打席利用をしなくてもよいものとする。
- 2、同伴者はジュニア利用者の安全に充分注意すること。また、同伴者はジュニア利用者が他の利用者の迷惑となる行為がないよう注意すること。
- 3、ジュニア利用者が当練習場の施設を利用するにあたって第三者に物品破損その他の損害を発生させ、又はご自身がこれらの被害を受けても、当施設はそれに関し一切の責任を負わないものとします。

(付則)

この利用規約は、利用者が来場したときから効力を発生し、施設の利用を終了したときまで効力を有するものとします。
又、この約款は必要に応じて改定することがあります。

以上